

香美市立美良布保育園建設基本計画書（案）

令和3年12月

香美市 教育委員会

目 次

1. 計画策定の背景と目的	3
(1) 計画策定の目的	
(2) 香北地域の概況	
(3) 香北地域の人口推移	
(4) 美良布保育園の現状と課題	
2. 美良布保育園が提供する保育サービス	6
(1) 運営方針	
(2) 保育を提供する日と時間	
(3) 給食の提供	
3. 計画の基本方針	7
(1) 保育園の建設位置	
(2) 保育園建設の基本方針	
(3) 建設スケジュール	
4. 施設整備の計画	9
(1) 入所定員の設定	
(2) 必要な保育施設と規模の設定	
(3) 保育施設整備に付帯する工事	
(4) 設計に向けての留意事項	

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の目的

本計画は、北園舎の老朽化が課題である香美市立美良布保育園の新園舎建設に向け、保護者や園児、関係者のニーズに応じた施設、香北地域で推進している国際バカロレア教育(※)への橋渡しとなる施設を建設するにあたって、目指すべき園のあり方を示すものです。

香美市教育委員会では、令和2年度に香美市立美良布保育園建設検討委員会を設置し、新しい美良布保育園が地域から愛され、安心して子どもを預けることのできる施設となることを目指し、検討を重ねてきました。今後の基本設計及び実施設計の段階において、より具体的な検討を行う際の基本となる事項を定めるために、本計画を策定します。

※国際バカロレア・・・International Baccalaureate (IB)。多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とした教育。

(2) 香北地域の概況

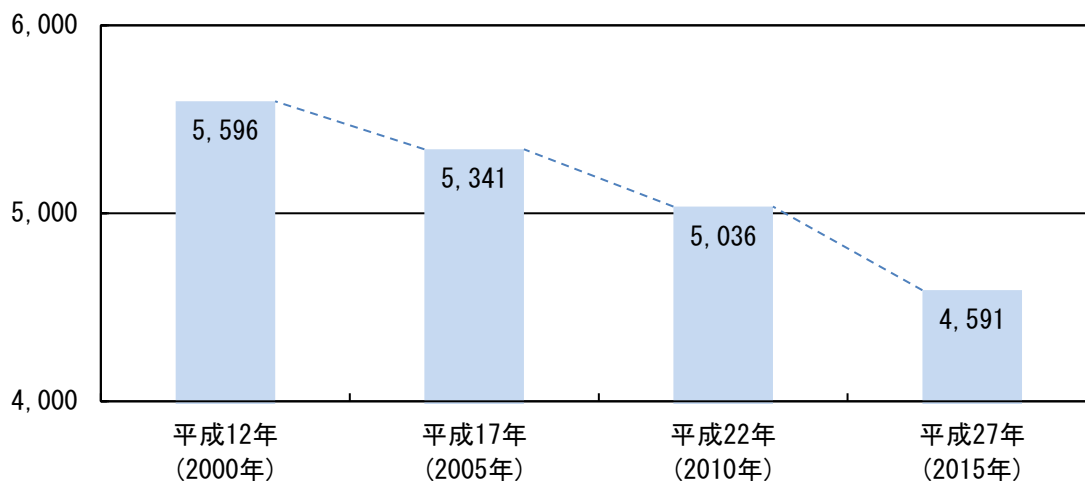
香北地域は、北部と南部に山林が広がり、その中央を物部川が流れています。地域の中心地は美良布地区で、人口の多くは物部川沿いを走る国道195号沿線に集中し、地域全体が都市計画区域外となっています。美良布保育園は、香北支所の傍にあり美良布地区のほぼ中央に位置しています。また、美良布地区には大宮小学校及び香北中学校が位置し、同小・中学校区内にある保育施設は美良布保育園(休園中の双葉保育園を除く)のみで、現在、香北地域全体の就学前保育を一手に担っています。



資料：国土交通省 国土地理院図より

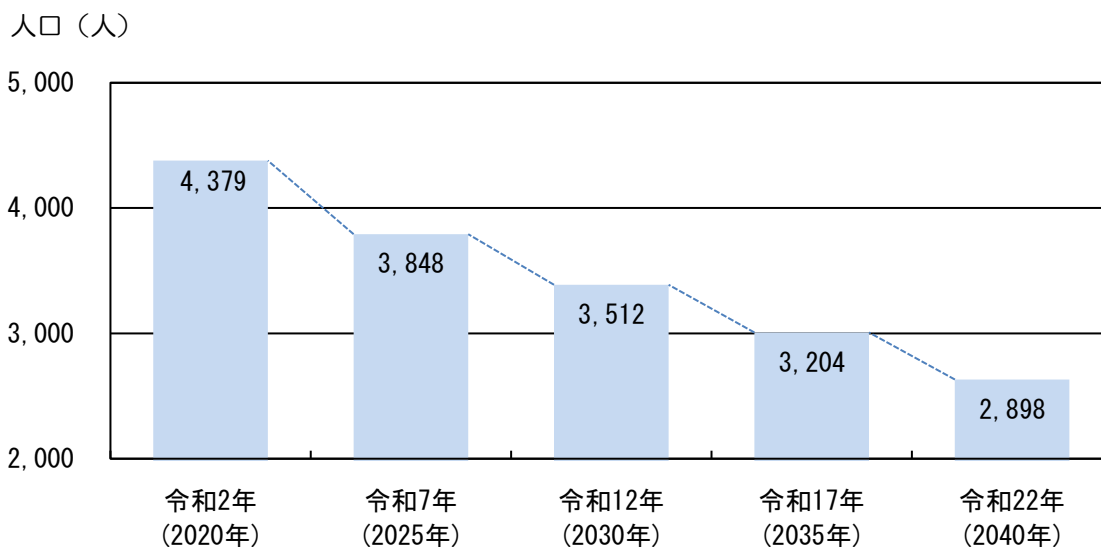
(3) 香北地域の人口推移

国勢調査によると、人口は年々減少傾向にあります。平成 27 年の人口は 4,591 人で、平成 12 年の人口は 5,596 人です。平成 27 年と平成 12 年の人口を比べると約 18%減少しています。



資料：国勢調査

香美市住民基本台帳によると令和 2 年 4 月 1 日時点で 4,379 人となっています。人口の動態がこのままの状態推移した場合の将来人口は、香美市都市計画マスタープランによると令和 7 年に約 3,848 人、令和 12 年に約 3,512 人、令和 17 年に約 3,204 人、令和 22 年に約 2,898 人になると想定されています。



資料：香美市住民基本台帳、香美市都市計画マスタープラン

(4) 美良布保育園の現状と課題

美良布保育園の北園舎は昭和 52 年 3 月に竣工し、その後、平成 14 年 3 月に子育てセンターびらふ（南園舎）が竣工しました。月曜日から土曜日の 7 時 30 分から 18 時 30 分まで開所、令和 3 年度の利用定員は 121 名です。2 歳から 5 歳児クラスが北園舎を使用し、0 歳から 1 歳児クラスが子育てセンターびらふ（南園舎）内の保育室を使用しています。

昭和 52 年 3 月に竣工した美良布保育園の北園舎は、建築後 44 年が経過し老朽化が進行しています。

所在地	香美市香北町美良布 1085 番地
建築年月日	昭和 52 年 3 月 26 日（北園舎） 平成 14 年 3 月 6 日（南園舎）
構造	RC(鉄筋コンクリート)造平屋建（北園舎） 鉄骨造平屋建（南園舎）
敷地面積 ※子育てセンターびらふを含む	3022.87 m ²
延床面積 ※子育てセンターびらふを含む	1107.34 m ² ※北園舎 740.3 m ² 、南園舎 367.04 m ²
認可定員	145 人
園児数	106 名（令和 3 年 10 月 1 日現在）

- 【課題】
- ・北園舎の老朽化（建築後約 44 年が経過）
 - ・園庭が狭い（子どもたちの運動に支障をきたす）
 - ・乳児クラスと幼児クラスで保育する建物が分かれている



香美市立美良布保育園 西門付近の写真

2. 美良布保育園が提供する保育サービス

(1) 目指す子ども像

- ① 生命や人権を大切にできる豊かな心を持った子ども
- ② 健康で生き生きと遊び、進んで遊びの仲間に入れる子ども
- ③ 基本的な生活の決まりを守り、最後まであきらめしないで、難しいことにも挑戦する意欲の持てる子ども
- ④ 自分で考え、自分の思いや考えを表現し工夫して物事に取り組む子ども

(2) 保育を提供する日と時間

月曜日から土曜日（祝日及び年末年始 12月29日～1月3日は休園）

7時30分～18時30分

(3) 給食の提供

	提供内容			
	おやつ (午前)	給食		おやつ (午後)
		主食	副食	
0歳児	○	○	○	○
1歳児	○	○	○	○
2歳児	○	○	○	○
3歳児	—	—	○	○
4歳児	—	—	○	○
5歳児	—	—	○	○

<給食の提供にあたって>

- ・自園給食、アレルギー食（除去食・代替食）、離乳食を実施
- ・献立の提供
- ・食育の取組として、畑・花壇で、子どもたちの育てた野菜を調理

<アレルギー対応について>

アレルギー食（除去食～代替食）の提供を行います。

3. 計画の基本方針

(1) 保育園の建設位置

「新美良布保育園建設に関する利用者アンケート」の実施、検討委員会による美良布周辺の現地視察などを経て、様々な視点から議論を重ねてきた結果、次の場所を新しい香美市立美良布保育園の位置として適切であると判断し、建設候補地とします。

事業にあたっては、香美市立美良布保育園の新園舎建設とともに、園庭や付帯設備の整備、職員駐車場の整備、関係する道路及び水路の整備について、一体的に行うものとします。また、この間の保育事業については、建設候補地内の一部に仮園舎を建設し運営することとします。

<建設候補地の所在>

香美市香北町美良布字溝尻 944

香美市香北町美良布字泉ノ西 1085

香美市香北町美良布字小谷口 1090、1091、1092

<敷地規模>

約 5,624 ㎡



(2) 保育園建設の基本方針

香北地域らしい保育を提供する新園舎の施設整備を目指し、香北地域の財産である「自然」「地域の文化」「子育て力」の活用を踏まえて、次の点を保育園建設の基本方針とします。

- ① 充実した保育を提供できる施設
 - ・園児、送迎する保護者、職員等のスムーズな動線が確保された施設とします。
 - ・子どもたちの興味や関心に合わせて、物の出し入れを毎日できるような収納スペースを確保し、保育をスムーズに提供できる施設とします。
 - ・保育における多様なニーズの変化に対応できる柔軟性を持った施設とします。
- ② 子どもにとって魅力のある施設
 - ・子どもたちがワクワクし、探究心を育むことができる施設とします。
 - ・異年齢の子どもたちが一緒に遊びながら、育ちあうことができる施設とします。
 - ・発達過程に配慮し、子どもがともに育ちあえる施設とします。
- ③ 安全で安心して利用できる施設
 - ・見通しが良く、死角の少ない施設とします。
 - ・子どもたちの身体能力や、危険予測能力が育まれるような体験を、豊かに積み重ねられる施設とします。
 - ・食育の推進やアレルギー対策など、衛生・健康に配慮した施設とします。
 - ・地震や火災など、災害時の安全性を確保した施設とします。
- ④ 地域がよってたかって子どもを育む施設
 - ・「地域の文化」を活かして、文化施設やコミュニティー等と交流を行う開かれた保育園を目指し、家庭・地域に愛され、地域を愛する子どもを育む施設とします。
 - ・国際バカロレア（IB）教育を推進する大宮小学校や香北中学校への橋渡しとなるよう、地域と連携して、豊かな探究心を育むことができる施設とします。

(3) 建設スケジュール

<令和4年度>

設計者選定、現園舎解体アスベスト調査、地質調査、
基本設計（施設概要、図面、仕様の設計）

<令和5年度>

実施設計（工事実施に必要な内訳明細の設計）、工損調査、
既存プール解体及び造成工事、仮園舎の建設工事、市道及び水路の切替工事

<令和6年度>

現園舎の解体工事、新園舎の建設工事

<令和7年度>

新園舎開園、仮園舎の解体工事、職員駐車場の整備工事、防火水槽の整備工事

4. 施設整備の計画

(1) 入所定員の設定

<1-1 香北地域における児童数の推計>

児童数は、「第2期香美市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月策定）に用いた香美市住民基本台帳の実績から将来の児童数を推計した数値（香北地域）を引用しています。データによると、令和8年度までは概ね120人から106人程度で推移する見通しです。開園予定である令和7年度の児童数を着色しています。

単位：人

年度 児童数	推計					
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
0歳児	14	24	17	12	27	10
1歳児	17	12	28	14	10	30
2歳児	24	20	17	31	17	9
3歳児	24	23	21	19	30	17
4歳児	16	25	26	22	19	32
5歳児	41	18	23	26	22	16
合計	136	122	132	124	125	114

資料：香美市住民基本台帳（各年4月1日付）

単位：人

年度 児童数	推計					
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
0歳児	17	16	16	16	16	16
1歳児	16	15	15	15	15	15
2歳児	30	19	19	18	18	18
3歳児	12	31	20	19	18	18
4歳児	18	13	33	21	20	19
5歳児	32	19	13	33	21	20
合計	125	113	116	122	108	106

資料：香美市住民基本台帳より推計（各年4月1日付）

<1-2 入園児童数の実績>

平成 27 年度から令和 2 年度までの美良布保育園の入園児数(香北地域以外の児童を含む)は、下表のとおりとなっています。

単位：人

年度 児童数	実績					
	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
0 歳児	3	6	9	4	7	2
1 歳児	14	8	24	12	11	28
2 歳児	22	16	16	27	14	11
3 歳児	19	24	18	17	26	16
4 歳児	14	20	24	18	16	27
5 歳児	25	17	21	24	21	15
合計	97	91	112	102	95	99

(各年 4 月 1 日付)

<1-3 入園率>

香北地域の児童数に対する入園児童数から、美良布保育園の入園率(入園児童数÷年齢別児童数)を年齢別に過去 6 年間算出しました。また、それぞれ最多時の割合を着色しています。

年度 入園率	算出					
	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
0 歳児	21%	25%	53%	33%	26%	20%
1 歳児	82%	67%	86%	86%	110%	93%
2 歳児	92%	80%	94%	87%	82%	122%
3 歳児	79%	104%	86%	89%	87%	94%
4 歳児	88%	80%	92%	82%	84%	84%
5 歳児	61%	94%	91%	92%	95%	94%

※入園児童数には、香北地域以外の児童数が含まれるため、割合が 100%を超える場合があります。

<1-4 途中入園児童数の実績>

平成 27 年度から平成 31 年度までの美良布保育園における、途中入園児童の延べ人数は下表のとおりとなっています。また、各年齢の最多時の数値を着色しています。

単位：人

年度 児童数	実績					
	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
0 歳児	3	3	1	5	5	4
1 歳児	1	1	2	1	4	1
2 歳児	3	2	2	0	5	0
3 歳児	1	1	0	0	2	0
4 歳児	1	0	1	2	1	0
5 歳児	1	0	2	0	0	3
合計	10	7	8	8	17	8

<1-5 新園舎における年齢別定員の推計>

施設定員の設定にあたっては、1-1 の開園予定である令和 7 年度の児童数（着色）を基礎数値とします。1-3 で算出した入園率と 1-4 の途中入園児童数は、各年・各年齢によって差があります。園舎が新しくなることで入園希望者が増加する可能性を考慮し、それぞれ最多時の割合・数値（着色）を採用して推計（令和 7 年度の各児童数×年齢別入園率＋年齢別途中入園児童数＝定員数）します。

この推計を基本に、年齢ごとのバランスを勘案し、新たに建設する新園舎の定員は 130 人で設定します。

単位：人

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員数	6	18	24	26	28	28	130

(2) 必要な保育施設と規模の設定

<計画の基準>

新美良布保育園の計画規模は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日)に基づき算定します。これらの基準により最低基準が定められている事項(下表)以外については、他の公立保育園と比較し園舎面積の妥当性を検討しました。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条			備 考
項 目	対象年齢	一人当たりの基準面積	
乳児室	2歳未満	1.65㎡	高知県ではほふく室として算定
ほふく室	2歳未満	3.30㎡	
保育室または遊戯室(ホール)	2歳以上	1.98㎡	
園庭	2歳以上	3.30㎡	

<新美良布保育園の認可定員に必要な面積>

施設名	定員	基準面積	必要面積
0歳児室	6人	一人3.30㎡	19.80㎡以上
1歳児室	18人	一人3.30㎡	59.40㎡以上
2歳児室	24人	一人1.98㎡	47.52㎡以上
3歳児室	26人	一人1.98㎡	51.48㎡以上
4歳児室	28人	一人1.98㎡	55.44㎡以上
5歳児室	28人	一人1.98㎡	55.44㎡以上
遊戯室(ホール)	106人	一人1.98㎡	209.88㎡以上
園庭	106人	一人1.98㎡	349.80㎡以上

<施設の構成と規模の設定>

① 0歳児室

- ・保育室は、●●㎡程度とする。 ※面積要検討
- ・ほふくスペースを設置する。
- ・調乳室を設置する。
- ・附属室(汚物処理、沐浴、トイレ機能を備えた部屋)を設置する。

② 1歳児室

- ・保育室は、●●㎡程度とする。 ※面積要検討
- ・ほふくスペースを設置する。
- ・調乳室を設置する。
- ・附属室(汚物処理、沐浴、トイレ機能を備えた部屋)を設置する。

③ 2歳児室

- ・保育室は、●●㎡程度とする。 ※面積要検討
- ・附属室(汚物処理、沐浴、トイレ機能を備えた部屋)を設置する。

- ④ 3・4・5 歳児室
 - ・保育室は、それぞれ●●㎡程度とする。 ※面積要検討
- ⑤ 3・4・5 歳児用トイレ
 - ・子ども用洋式トイレを、各保育室からアクセスしやすい位置に設置する。
- ⑥ 遊戯室（ホール）
 - ・雨天時の運動等を考慮して、●●㎡程度で設置する。 ※面積要検討
 - ・机、いす、器具等の収納スペースを設置する。
- ⑦ 給食等調理室
 - ・下処理室、調理室、検収室、配膳室、洗浄室、食品庫、専用休憩室、専用トイレを設け、それぞれ隔壁で区画する。
 - ・十分な吸排気ができる構造とする。
- ⑧ 職員室・医務室・教材室
 - ・保育室、園庭、玄関への動線や見守りを考慮した配置とする。
- ⑨ 更衣室
 - ・男女別に設置する。
- ⑩ 会議室
 - ・職員会議や相談事務とともに、製作活動等を行うことも想定した部屋とする。
- ⑪ 大人用トイレ
 - ・職員や来園した保護者等が利用する洋式トイレを男女別に設置する。
- ⑫ 倉庫
 - ・保育に必要な道具や備品の保管のための倉庫を設置する。
- ⑬ 防災倉庫
 - ・災害等の非常時に必要な防災備品を保管するための倉庫を設置する。
- ⑭ 廊下
 - ・採光と風通しに配慮した開放感のある廊下とし、保育スペースとしての活用も考慮する。
 - ・手洗い場スペースを設ける。
- ⑮ 玄関・出入口
 - ・子ども用のくつ箱を配置する。
 - ・緊急時の避難経路を確保した出入口を配置する。
 - ・送迎のしやすさに配慮した間取りとする。
- ⑯ 園庭
 - ・子どもたちがのびのびと遊べるように、●●㎡程度の面積を確保する。 ※面積要検討
 - ・手洗い・足洗い場を設置する。
 - ・プールの設置スペースを確保する。
 - ・子どもが安心安全に使える遊具を設置する。
 - ・屋外倉庫を設置する。
- ⑰ 駐車場・駐輪場
 - ・送迎用の駐車場を 20 台分整備する。
 - ・人や自動車の動線を検討し、安全と送迎のしやすさに配慮する。

※ その他必要な施設のほか、具体的な内容については、今後の基本設計・実施設計において検討する。

(3) 保育施設整備に付帯する工事

- ① 職員用駐車場整備工事
必要台数 55 台を確保すること。
- ② 市道及び農業用水路の布設替え工事
既存園舎の北側を通る市道及び農業用水路について、新園舎開園後の通行や管理に配慮した形で整備すること。
- ③ 防火水槽整備工事
別途香美市消防課が発注し施工する工事。施工スケジュール等について関係業者等と協議しながら行うこと。

(4) 設計に向けての留意事項

- ・「香美市公共建築物等木材利用促進方針」の定めに従い、原則として木造の建物とすること。
- ・メンテナンスが行いやすい形状、設計とすること。
- ・工事期間中の仮園舎への通園をはじめ、通学路や周辺への安全対策を万全にすること。
- ・防音対策に留意すること。
- ・市道及び農業用水路の布設替え工事、防火水槽の整備工事等については、設計段階で具体的な協議を関係者で行うこと。
- ・平屋建てによる建設計画を基本とすること。ただし、どうしても必要な場合は一部 2 階建てとすること。